

# 厚生常任委員会

平成21年9月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	飯高 昭二
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	総務部長	池田 善紀
住民生活部長	西本 喜一	福祉課長	佐藤 滋生
福祉課参事	清水 修一	同課長補佐	中原 潤
国保医療課長	植村 俊彦	国保医療課参事	寺田 良信
同課長補佐	吉村 俊弘	環境対策課長	栗本 公生
同課長補佐	峯川 敏明	住民課長	清水 昭雄
健康対策課長	西梶 浩司	同課長補佐	増井つゆ子

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 吉野委員、西谷委員

委員長

皆さんおはようございます。全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、吉野委員、西谷委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1. 9月議会付託議案について議題とさせていただきます。

（1）議案第31号、斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

清水福祉課参事。

福祉課参事

それでは、議案第31号、斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課参事

本議案につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容と変わりはありませんので、要旨と新旧対照表に基づき説明させていただきます。それでは、末尾の要旨をご覧ください。

（ 要旨朗読 ）

福祉課参事 戻っていただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。  
(保育料の減免) 第6条第1項第3号の次に 次の1号を加え第4号といたします。斑鳩町立学校の管理運営に関する規則第3条第1項第3号、第4号及び第5号に定める休業日に関わる期間のみの利用者で、4月、7月、8月、9月、12月、1月及び3月に限り、当該月の16日から末日までに入室した場合又は当該月の1日から15日までに退室した場合は、保育料の5割に相当する額を減額する旨の改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第31号、斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜わりまして原案どおり議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 辻委員。

辻委員 議案31号、条例の一部を改正するものに反対ではないですが、31日の初日の総括で、同僚議員のほうから転入についても考えてほしいという意見もありましたけども、実際、昨年度で結構ですけれども、転入された、こういう学童に入る方の児童の状況について、若干説明をお願いしたいと思います。

福祉課参事 昨年でございますが、途中入室、転入あるいは家庭の共稼ぎ等で途中入室された方は2名でございます。

辻委員 子育て支援といいますか、一応ここに書いていますように、児童福祉の増進を図るということから、できましたら、今後、こういう転入とかについても、他町村の実態もありますけれども、そういう実態も見ながら、今後の課題として検討していただくように、ちょっと要望だけさせていただきます。

委員長

今、委員のほうからございましたが、ちなみにですね、ここに私もこの条例、前へ向いていく条例ですので反対するものではないんですけども、長期休暇ということを掲げられて、4月、7月、8月、9月とかって、こういうふうにな、月をあげておられるんですよ。すごく違和感があるなというふうに見てます。例えば、この長期休暇にあたるような時期にですね、実際この8月に若い世帯の方が転入されてきた例もございます。そういった時に、途中入室をご希望なさったと。8月は長期休暇にもなっておりますけれども、その方は、8月の途中から入室するんだと、いうことになりましたら、その方については、なんぼ10日しか預けない、1週間しか預けないと言っても、満額をいただくという考え方になっているんだと思うんですね。そのへん、やっぱり思い切って、こういうふうに変更するのであれば、そういうことをとっばらって、やっぱり子育て支援というなかでは、今、辻委員のほうからもありましたようにね、月の途中から入ってこられた場合はやはり軽減を考えて、利用しやすい学童保育室、そして若い世代の子育て支援、そしてお母さん方の就労支援、ということ。やっぱり、そういう目的意識を持って、支援するんだという施策を、斑鳩町はいっぱいやってくれてはるんですよ。だから、それら、もうちょっと、ぜひとも検討していただきたいなど。今、委員からも要望ありましたけれども、私のほうからも。ここに書かれている月にね、途中入室、転入されるケースもあるだろうから。そのケースも何で違うんやということのなかではね。ちょっと今後の心配もありますのでね、ここは検討していただきたいと思います。

町長

いずれにいたしましても、この学童保育の関係等については、保護者会からのご要望があったなかで、われわれも研究をし、そういう関係で、できれば早く、12月関係分についてでも、できるような体制をしていきたいと、にわかな関係でございますけれども。私は一定のいい方向ができた。今、辻委員も委員長もおっしゃるように、それは、今後の検討課題と、また調査もし、そういうご要望も当然あると思いますけれど

も、そういう点については、できるだけそういうことを研究しながらですね、来年度にでもそれができるんだったら、そういう努力をしていくということで臨ましていただきたいと思います。

委員長 他に委員さんのほうで、何かございませんでしょうか。

( な し )

委員長 よろしいですか。それでは、(1) 議案第31号、斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第31号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(2) 議案第32号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、議案第32号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

国保医療 課長 本議案につきましては、末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきます。

( 要旨朗読 )

国保医療  
課長

具体的な内容につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。今回の改正につきましては、経過措置ということでございますので、条例の付則に新たに第3項を設けて対応することといたしております。その3項におきまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産育児一時金について、本文の第6条に規定しております35万円とあるところを39万円と改正するものでございます。なお、このことによりまして、産科医療補償制度加入の分娩機関で出産した場合につきましては、38万円から42万円となるものであります。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくご審議をいただきまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

1点だけ、確認させていただきたいと思います。若い世代の皆さん方に喜ばしいことであるし、子どもの出産については、「欲しいけれど、どうしようか」と思っているような若い世代の方たちを応援するような施策であるというふうには理解できますが、ただし、こういうこととなりますよという周知する、啓発をするということ。若い世代の方々も広報も読んでいただけたらありがたいんですが、なかなか広報などでもお読みいただけない状況もあつたりするのですが、やはり、これはできるだけ、力入れてね。せつかくの子育て支援ですのでね、より多くの方にいち早く知っていただくということが大事なかなと思うんですが、それについては、どんな方法をとられますか。 植村国保医療課長。

国保医療  
課長

広報に掲載するほか、保健センターにおきまして母子手帳を交付する際に、啓発をさせていただくという場合もありますし、またこれと同時に実施されます出産一時金の直接払いにおきましては、分娩機関でも広報することになっておりますので、妊婦さんにはもれなく広報していく

体制を取っていききたいというふうに思います。

委員長

妊婦さんにはもちろんそうなんですけれどね。私今言ったように「子どもが欲しいけど、どうしようかな」と思っておられる世代の方たちにね。上の子どもさんおるけど、次どうしようとか、本当に若い方達とお話しすると切実にそういうことを、「欲しいけど、たいへんやし」とか。いろいろ思っておられる若い方がたくさんいらっしゃいますのでね。保健センターなんか、こういうことを書いた物を掲示できるようなね、この施策をするためのポスター的なものとかが、上でまとめてそういうものを作っていただけなのか、またポスターとかを作っていただけなのであれば、独自で何かそういう掲示、やっぱり生き生きプラザは情報発信するところですから、やはり生き生きプラザでも、掲示していく、そういうものをね。もちろん、妊娠された妊婦さんたちにお知らせするのは当然ですが、そうでない方たちにも知っていただく、そして、あそこに来られるおじいちゃん、おばあちゃん達にも知っていただいて、若い方たちから相談を受けたらね、「こんな制度もあるよ」って、おじいちゃん、おばあちゃん達も若い方にアドバイスできるというような、そういう形で、できるだけ啓発を意識的にやっていっていただけたらと思いますので。それについて。

植村国保医療課長。

国保医療  
課長

委員長おっしゃいましたように、妊婦さんに関わらず、こういう施策をやっているよということを、広く住民の方に知ってもらうため、いろんな対応を取っていききたいというふうに思います。

委員長

よろしく願いいたします。

他に、委員さんのほうで、特に何か質疑・ご意見、なんでもけっこうですが、ございませんでしょうか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
それでは、(2) 議案第32号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第32号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(3) 陳情第2号、請願書についてを議題といたします。この陳情書につきましては、皆さんすでにお手元に配布をさせていただいておりますので目を通していただいているとは思いますが、まず、事務局の方から説明をさせていただきます。 藤原議会事務局長。

議会事務 それではまず、陳情文書表を朗読させていただきます。  
局長

( 陳情文書表朗読 )

議会事務 この陳情書でございますが、提出されました文書の表題が請願書とな  
局長 っております。これについて、提出者にお尋ねをいたしましたところ、請願法に基づく請願ということではなく、陳情、要望である旨お聞きいたしておりますので、申し添えさせていただきます。以上です。

委員長 栗本環境対策課長。

環境対策 ただいま、議会事務局長より説明のございました陳情内容につきまして  
課長 一部誤りがございますので、ここで陳情内容の訂正をさせていただきます  
たいと思います。

陳情文章の中段、7行目の「町の環境課で調査いただいた結果は、国の

総務省においても基地設置について告知義務はないが、各メーカー様には基地設置の場合は周囲500m内の住民には告知のうえ了解求めるよう指導しているとの報告を受けました。」という内容でございますが、そのなかで、「周囲500m内の住民には告知のうえ」の部分で、正しくは「周辺住民には告知のうえ」が正しい表現でありますので、訂正のほうをお願いいたします。

なお、今回このような表現になりましたのは、陳情者とお話しさせていただいているときに、私どもが総務省に確認した際、「総務省では周辺住民に告知し了解を求めるよう指導しているといっているが、もっと半径250mとかあるいは500m以内とか告知の範囲を明確にすべき」と、私が言った表現が陳情者の方には500m内の住民に告知するよう指導していると解釈をされたものであります。

なお、この訂正内容につきましては、陳情者にも確認し、了解をいただいているものでございますので、よろしくをお願いいたします。

委員長 　ただ今、それぞれの立場から、この陳情内容につきましての説明がございました。それでは、皆様方に、この陳情書に対してのご意見などをお聞きしたいと思います。　飯高委員。

飯高委員 　このたび、こういった陳情書が提出されたわけですがけれども。以前からこの問題につきましては、私も直接、この自治会の方からお聞きしております。過日、一般質問の中においても、これについて質問をさせていただきました。理事者側から一定の答弁をいただいたわけですが、今後、これを重大な案件ですので、深く精査する必要があるということをお聞きします。

そういうことで今回、この陳情書にあげられている内容で、平成19年11月、突然に近隣に何の告知もなくこの電波塔が設置されたという問題において、電波においても基準値で問題がないといわれておりますが、基準値以下であっても環境の変化で敏感になりということで、健康被害をまず訴えられているわけですがけれども。この健康被害と、またそ

の電波障害ですか、ということで、事実を訴えられているわけですがけれども。この中において詳しく見ましたら、10名の方が声を上げられているのですが、その中で健康被害で一番特筆されるのは、耳鳴りということで、6人の方が、それも原因不明であると。あと目まいとか頭痛とかあるんですけども。一般的に、私、ちょっと勉強しましたところ、電波障害に対する健康被害の中で、やはり耳鳴りというのが一番に来ているわけですね。やはり直接電波を受けるというのは、耳からということで一番上げられるわけです。一般的に言われる面と、また実際に健康被害があるという生の声と合致しているわけですね。こういうことから、当然、住民の方が今後やっぱり健康被害に対して心配されているということで、こういう文書を提出されたわけですがけれども。この平成19年11月から設置して、その後、8月に耳鳴りが起こったということで、心配されて、恐らくは住民の方が町にいろいろとご相談されたと思うんです。町においては、電波に対する被害というのは今まで以前なかったんで、回答するというか、いろいろ戸惑われた部分があるんですけども。ただ、斑鳩町環境保全条例においても、やはり良好な環境、町民が健康で文化的な生活を営むということに対しては明記されておりますので、それに対して、何らかの回答をしたと思うんですけども。まず最初に、その経過について、住民の方が訴えかけておられた、自治会の会長だと思えるんですけども。経過について、もうちょっとお聞きしたいと思います。

環境対策  
課長

三の一自治会内に携帯電話基地局が設置されましたことによります健康被害等の問題につきまして、これまでの町の関わりにつきまして、ご説明させていただきます。

環境対策課が当該自治会内で携帯電話基地局が設置され、自治会内で問題になっていることを承知いたしましたのは、平成20年6月上旬であり、当時の自治会長様が当課に来庁され、電磁波による問題が発生していることもあり、地域に設置しております環境保全推進委員の役割も他の自治会とは違って非常に重要となるため、環境保全推進委員の活動に

ついて、自治会の住民に説明してほしいと要望を受けたときでございます。

その当時は、まだ自治会内で今ほど深刻な問題ではなく、一部の方が電磁波により健康被害が起きるのを心配されているといったような印象を私が受けたわけですが、要望を受け、平成20年6月29日に環境保全推進委員活動の説明会を開催いたしました。その際にも、住民の方々から電磁波問題等に関するご質問はございませんでした。

その後、同年8月5日に町長宛てに、三の一自治会長及び三の一福祉会会長の連名で、斑鳩町に電波基地局が設置されてるのに、町に連絡はなく、住民の声を聞かない許可制度について法改正を望むといった趣旨の陳情書が提出されたところでございます。

その陳情書を受け、総務省にこのような申し出が寄せられていることを伝えたところ、総務省では、電波法に規定はないが、申請者に事前指導として、周辺住民等との調整については問題が生じないようにお願いをしているとのことでございました。

町といたしましては、基地局設置にかかる住民の不安を払拭するためには、設置業者による説明責任は不可欠であると考えまして、総務省に対しまして、機会があるごとに電波法の制度改正を改めるよう求めていくと、三の一自治会及び福祉会に書面で回答をしたところでございます。

その後、本年4月13日付で、再度、三の一自治会長、福祉会会長、前自治会長、撤去対策委員の4者の連名で、電磁波と思われる健康被害が発生したため、このことを通信各社に対して通知し、住民への告知と理解がなければ基地局の設置を強行しないことを求めるよう陳情書が提出されたところでございます。

その後、三の一自治会の撤去委員の方と具体的な対応や自治会内での状況についてお話をさせていただいているところであります。

撤去委員からは、電磁波が基準値以内か否かの調査を、国の機関で実施してもらえないようないか調査してほしいとの要望を受け、町のほうで総務省等に確認したところでございます。その結果、残念ながら、そのような調査機関はなく、設置事業者か電気設備業者に調査依頼す

るしかないとのことでありまして、その旨も回答をさせていただいております。

また、町のほうからは、自治会に対しまして電磁波によります健康被害について、一般的な事例ではございますが、出前講座などで説明をさせていただき準備があること、また、今後のために、めまいや体調の変化が起こった日時なども控えておかれることが必要ではないかと助言をさせていただいたところでもございます。

また、同時に、総務省近畿総合通信局電波管理部電波利用環境課とも協議をさせていただいております、今回の問題の解決策についても伺ったところ、基本的には、設置業者と住民の皆様で協議していただくしかない。設置業者は説明会を開くなどし、きっちりと住民対応しなければならないという回答でありましたので、許可権者より設置事業者にその旨指導してほしいとお願いしたところ、国としては、基地局が法基準値以内であるので免許を与えた。そういう指導はできないという回答でございました。

このような対応、対策委員様ともご協議をさせていただいて、対応をしているなか、今回、三の一自治会より3回目の陳情ということで、8月28日に議会に提出されたというのが、これまでの主な経緯でございます。

飯高委員 今まで町としては住民側からの声に対して対応されてきたと思えます。この問題については、全国的にもそういった電波の障害に対する声が上がってまして、訴訟を起こしたりということがございます。特筆される自治体というんですか、兵庫県川西市が訴訟を起こしまして、撤去されたということがございますので、ちょっとその例を具体的にお話お聞きしたいんですけれども。

委員長 西本住民生活部長。

住民生活 この件につきましては、一般質問でも若干お答えさせていただきます

部長

たので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

兵庫県川西市の事例でございますけれども、携帯電話の基地局から出る電磁波が健康被害を生じさせているとして、基地局周辺住民の方が携帯電話会社に抗議をし、学習会や署名活動、住民アンケート、また国や基地局の地権者への陳情などの住民運動を行われまして、大阪簡易裁判所に公害調停を求めるまでに進展をいたしました。結局、反対運動の影響もあり、地権者が携帯電話会社との土地賃貸契約を更新しないこととなったために、携帯電話会社は基地局を撤去したという経緯でございます。以上が、兵庫県川西市の内容でございます。

飯高委員

阪急バスのその土地がそういう形で、賃貸契約を解除されたということなんですけれども。議会において、後に、今後やっぱり設置されるということになればまた困るんで、それについて、各社に対しての要請文とかいうのが、提出されていると思うんですけれども。それについての認識についてお聞きしたいと思います。

環境対策  
課長

川西市の電磁波問題につきましては、いろいろ住民運動あるいは、さきほど部長が申しましたような公害調停の他に、川西市議会に「携帯電話基地局からの電波被害をなくすための請願」を提出されまして、平成19年6月に全会一致で採択されたところでございます。この採択を受けまして、川西市では、「携帯電話基地局の設置手続き」についてといった要請文を通信会社各社に送付されております。その内容につきましては、住民事前説明会の開催、及び基地局にかかる設置計画書、並びに周辺住民への説明会の結果報告書の市への提出などが要請されたというところであります。

飯高委員

それによって、今後設置される場合は、そういった形の同意が必要になってくるということで。条例までは制定されてなかったと思うんですけれども。今回のこの件につきましても、そういった事業者との話し合いによって、同意が得られればいいかなと思うんですけれども。今後、

そういった内容もふまえて、今も報告がありましたように、要請文とかの内容をまた研究しながら、進めていきたいなどは、私自身は思っているんですけども。

委員長 西谷委員。

西谷委員 経過は、今、飯高委員がおっしゃったんで、だいたい分かったんですが、ただ、この陳情書のなかでは、電波設置の場合に、行政でメーカーが住民に告知するような条例をお願いしますということですが、それとは別に、今現在すでに被害を受けておられる方がおられる。この分について、どうするのかということになると思うんですが。今の説明を聞いていますと、町自身が、肝心のその設置者に対してどんな対応をされたのか。あるいはイーモバイルですよ、この設置されているのは。この業者に対して、町はどんな対応をしたのかというところを、お伺いしたいんです。電波局に言っても、今困っておられる人たちの何の解決にもならないと思うんですね。そのへんは、町はどうなんですか。

環境対策課長 あくまで、この事業につきましては、国の直轄事業でありまして、国が免許を交付しているということでございますので、町としては、免許を交付している総務省に対して、いろいろこういう問題が起こっている、その対応については要請をしているところであります。

西谷委員 いや、そやのうてね。今現在、耳鳴りやとか、不眠症とかという形で被害を受けておられる町民の皆さんがいてんのに、それを行政としてどうしているんですか、どういう対応をしたんですか、というのをお尋ねしたいんです。

町長 この関係ありますけれども、以前にも斑鳩町では白石畑で、そういう種の問題がございました。議会でも取り上げられたこともございます。しかし白石畑の関係も、町にもいろいろとご相談があったんですけど

も、やはり自治会の中で、まず設置された所有者と、自治会といろいろとご相談申されて、NTTドコモが建てたものについては、NTTドコモと所有者とあるいは白石畑自治会とご相談なさって、移転をするということで移転をされてですね、最終的に解決をしたということでございます。今、西谷委員がおっしゃるように、我々の行政としては、できる限りやっぱり総務省に対して、そういうことで今聞いているわけであって、我々からどうと言うよりも、やはりまず、自治会のその設置されている方と、そういうことについて、こういう種の問題が起こっていますよとという中で、やっぱりひとつ解決する方法を考えていかざるを得ないということで、我々、何回か役場へお来しいただいて、我々もそういう事情を聞かせていただいていますから。そういうことについてはやっぱり対応していくことが一番大事であろうと。ということで、設置されている方に説得するというか、なんとかそういうことをしていかなかったら、なかなか解決しないと思っております。

西谷委員 町が直接、再度確認しますけれど、町がアンテナを設置されてるメーカーなり、設置者に対して、こういう問題が起こったんで何とかしてくださいとかいう働きかけはされたんですかという、その1点を聞きたいんですよ。それはどうなんですか。

環境対策課長 設置業者とは、これまで接触はしておりません。

西谷委員 結局ね、肝心の原因者である人と町は接触せんと、どないして解決なんてできるんですか。あのね、白石畑の件につきまして、私も議員として関わって、議会でも質問いたしましたけれども。一向に町行政は直接、NTTドコモに撤去してくれとかいうことを働きかけもされたことございません。結局、私が、その自治会の皆さん、あるいは設置された方と直接話し合って、そして担当の、当時のNTTドコモの課長に来てもらって、2年半かかりましたけれども、話し合いをする中で、そしたら他へ移転しましょうという形で話になりましたけれども。実際には、その

中で、私が感じたのは、ここに書かれているような症状というのは、全く白石畑で起こったときも同じ状態なんですよ。だから、明らかに、町は、総務省とかっていう前に、事実関係ですね。白石畑であったことと、今ここ出てるやつが同じような状態であったということを確認してもらおう。あるいは、当然メーカー側として言うのは、必ず、いや電子レンジよりももっと緩い電波なんですよということは言うんですが、実際、電波障害についても、図書館行ったら、相当いろんな電波障害があるっていう本は出てるし。片や、メーカー側は「ない」という話の中で、電波障害そのものについては結局は平行線になるんですが。その中で明らかに同じような症状が出てる分については、町がそうしたら、メーカー側に対して、それだけ被害がないなら、ないという証明を出せという、そのへんのところで、相手側と話し合いました。結局、その当時は2年半かかるなかで、あの時は大きな電波塔でしたら、撤去に4千万円かかるんやと、ですから、なかなか内部の中での決裁がなかなか下りないで、時間がかかったんですということはおっしゃいましたけど、本当に町が、町民の健康を考えるならば、総務省っていう当てはずれやなしに、小元のやっぱり相手方のメーカーなり、電波を設置されている方に私は働きかけるべきだと私は思うんですけれども。そのへんはどうなんですか。

町長 今、西谷委員は白石畑の関係のことをおっしゃいましたけれども、あれも結局やっぱり立ってる所を撤去する、その移転の場所を、うちは、簡易水道のところをある人に提供してますから。そこに移転することができたから、やっぱり私はそういう点では。そういうことについては、住民が、自治会が、そういう努力をされたんですよ。我々全く行政が知らんということではないわけですから。2年半かかったっておっしゃる、4千万かかると、それはN T T ドコモが自分とこの責任ですから。それは当然のことですから、何も私4千万かかるって、撤去すんのかなんと、そんなことの問題じゃないですよ。人命の問題ですから。やっぱりそんなことを考える中で、今、三の一の自治会から、何回か、私にそういうことで会わせていただいています。そういう中で、イーモバイル社とや

っぱりそういうことで何回か交渉はされています。しかし責任者そのものがなかなか来ない。そういう点にやっぱりいろいろな問題があるというなかで、いろいろと努力をされて、やっぱりいろんな実態、兵庫県の川西市の関係も、やっぱりそういうことも聞きにあって、現地の方が来ていただいて、あるいはそこへ説明会に行かれたり、努力されているわけですから。我々として何とかこういう問題については、何もほったらかしっということでない。総務省が言うてることについて、やっていくことをやらなかったら、それはなかなか解決しませんよ。現状を解決しようと思ったら、三の一の自治会と設置されているその方との交渉を、これから粘り強くやっていくということも大事ですけれども、その方ともなかなか会えないということもございますし、そういう点について、やっぱり、いろいろとこれから考えて、これだけのこういう状況が起こっていますから、みんながともに努力して、なんとか移転できるなら移転できる方法を、撤去できるなら撤去できる方法を考えていく、見出していく方法を、我々は探すべきだと思います。

西谷委員 結局、今の町の対応を聞いていても、なんか靴の上から足かいてるみたいな部分で。直接、その原因者で町は対応、まずすべきやないのかな。せやなかったら、解決せんなん、解決せんなんって具体的にどういう解決方法があるんやろって言うたら、究極は、設置されている方、あるいはそれを設置したメーカー、それを説得するしか、私は方法はないと思うんですね。

ちょっと方向を変えますが、今そうしたら、設置されている方の、だいたいこういうのは何年契約という形であると思うんです。当時の川西市の例も挙げられましたけれども、たまたま、あれは契約の期限切れのときに住民からの要望があって、次に更新しないという形で、確かなったと思うんですね。ここの分については、何年に更新の期限が切れるのはいつなんですか。

環境対策 無線電話基地局の免許の有効期限は5年ということで聞いております

課長            ので、契約の内容はわかりませんが、一般的には5年になるのかなというふうには考えております。

西谷委員       結局ね、住民からこういう問題が起こってですよ、受けて、町は結局まだ、メーカー側に、イーモバイル社に聞いて、この件については何年まで更新なんですかって、そんなん聞いたらすぐわかる範囲でしょ。それも思いますやなくて、そうなんですって、そういう少なくともそれぐらいの行政としてですよ、これだけの被害が出ていたら、そういう把握はできてんなあかんと思うし。それが今まで町は一生懸命住民のためにやっていますと言われても、住民はなかなか納得できない部分は、そのへんのところなんかなど。全くそうしたら、思いますだけで、何年にその契約が更新が切れるという分については把握していないということなんですか。

環境対策  
課長            イーモバイル社と町はお話をさせていただいたことがございませんので、そのへん契約期間等、把握はできておりません。

西谷委員       そうしたらね、結局、町は対応していると言うけれども、肝心のメーカーにも言っていない、あるいは設置されている、その電波塔を建てておられる所有者のところについても対応していないというのは、住民から見たら、何も対応していないのと一緒じゃないですか。

町     長       私は、何べんもお会いさせていただいて、前自治会長さんとも、今の自治会長さんともお会いさせていただいて、やはりもう現の自治会のみなさんはイーモバイル社に何遍もいっておられるんです。また責任者出て来いということで、何遍もされているんです。それは我々としても、そういうことを、やっぱりイーモバイル呼ばないけませんよということをおアドバイスしながらですね、何も行政がほったらかしということはないんです。やっぱり地元の方々は一生涯懸命されているんです。そのなかで、我々が援助できるのはどうかということで、いろいろとそういう手

法については、いろいろとお願いをし、イーモバイル社の関係等についても、いろいろと自治会では全部調べておられます。そういうことも聞きながら、何らかの設置されている方に対する、そういうことをこれからどうしていくのかということ、やっぱり考えていかなかったら、なかなか難しいんじゃないかと。皆さん方は、自治会としては固まっておられますから、そういうことについては、白石畑も一緒に、結局、設置されている方が、どうそういうことを、こういう皆さんに迷惑をかけるということであれば、やっぱり設置する方も出てこられて、そういう対応ができる。出て来られない。何もしない。ほっといてくれということですから。こういう以上のことは、どないもならんわけですから、そのへんのところを自治会としては、たいへんなことだと思っております。

副町長

今、町長もちょっとおっしゃってましたけれども、ちょっと理解してほしいのは、法的規制のないものを、町行政がそれをやらすということは、非常に難しいということを理解してほしいと。ただこの件については、総務省のほうに町としていろいろ情報を得ながら、設置者に行政指導において対応していこうということをやってきたと。今も町長おっしゃっていますように、いろいろな設置者に対して撤去してもらうような要件を町がもって、そしてやっていこうということも自治会とも話をしておられますし、そういうことを含めて、きちっとした内容のなかではそれでやっていこうということでございますけれども。なかなか設置者が出て来ない。これを前向いて解決ということは非常に難しいわけでございますので。西谷委員がおっしゃることはよく分かるんですが、町としては、やっぱり法的規制がないものの指導というものは、これは宅地開発でもいっしょですから、非常に難しい面があるということで、少しこの点についてはご理解願いたいと思います。

委員長

休憩します。

( 午前 9時50分 休憩 )

( 午前10時14分 再開 )

委員長

それでは、再開させていただきます。休憩中にもいろいろ皆さんからのお声を聞かせていただいたところではございますが、最終的に、この龍田三の一自治会から来ております陳情書につきまして、皆さん方のご意見をお聞きし、最終的な取りまとめを行いたいと思います。

それでは、順番にお願いします。 辻委員。

辻委員

この請願によると、なるほど、住民の方について、いろいろ健康被害あると。3点、3つに分けんなあかんのかなという気もします。請願書につきましても、これ条例をされています。これについては、かなり全国的にないということで、我々としても十分に研究していく必要があろうということで、この請願については継続みたいな感じでお願ひしたいのと。今、特に、次のページに書いていますが、10名中6名の共通の、そういう神経的な被害をされていると。これについては、なかなか科学的に、今の医療では立証できないとされています。これにつきましても、いろいろこれから調査、実際に起こられてるとか、被害にあわれているんなら、そのへんもあると思います。これにつきましても、そのために一刻も早くそういう対策をする、以前、川西から、議会のほうから要望もされたと聞いてますけれども、そのへんの内容も、法的にいけんのかどうか。いろいろ調査しながら、これは早急にしていく必要があろうと思います。それとまた、現に電波障害で、物的に、テレビ等の映りが悪いというのは、これはもう明らかに出てるといふ、電波で結果が出ているという物的証拠になりますので、そのへんメーカー側に十分、これも併せて、実際これは出ていますので、出てるといふことで。そのへんも十分メーカー側に言える根拠でないかと思ひます。まず前にありました白石畑でも、電子レンジが勝手に回ったとか、いろんなことを聞いていますけれども。現実に、その時間帯、ある程度住民の方に、ある程度時間帯とか、そういう気象状況とかありますけれども、これも現実出ているといふことで、これはもう今までにないことが出ているといふことで

ありますので、そのへん。それと、これも私、設置、貸しているところも、知り合いです。知っていますけれども。とりあえず継続する時には必ずしないように書いてくれと言いますけれども、なかなか設置者が貸してとか書かないということで、なかなかいろいろな難しい問題もありますけれども。これも、できたら、なかなか本人さんに会えませんが、本人さんに会うように努力はしていくと。設置者につきましても、業者につきましても、長い話しになりますけれども、あんたらもどけと言ったら補償、これまでの設置の損害補償を請求するということで、住民の方はかなり困っておられると思います。ということは、やっぱり費用もかかっているし、ある程度、受益者についても今現在も発生しているからそのへんの補償もせんなん、金額的には僕はわかりませんが、かなりの金額を言うてくると。それで、一番手っ取り早いのが、やっぱり更新期間。本人さんメーカーも言いませんけれども、契約期間のときに撤去ということをお願いしていくしかないのかなという気がします。

それと、要望書の中で、できたら、今現在、こういう被害あるわけだから、難しいかも分らんけれども、設置のときもあるけれども、更新時も住民にという、今現在もうあっちこっち立っていますので。そういうこともひとつ文面に入れられるような、これは検討課題ですけれども。そういうことも入れられたら、これもちょっと助かるのかなと思います。とりあえず、この陳情書については継続ということで、我々として検討と、住民の方の被害をなくすような努力していこうということで考えていますので、よろしくをお願いします。

委員長 続きます次、飯高委員。

飯高委員 この陳情書につきましては、陳情書の条例ということで言われていますけれども、やはり上位法の関係もございますので、勉強しながら継続という形でお願いしたいんですけれども。もうひとつは、直下の問題である住民の健康被害、これをどういうふうにしていくかということ、

この委員会で検討しつつ、やっぱり安心していくという環境をつくるのが、やはり行政の、議会もやっぱり一体になって考えていかなければならないということから、今後追求していきたいと思います。いずれにしても深く掘り下げて、この問題を明らかにするというのが、議会の今日の目的ではないかなと思いますので、継続という形でお願いしたいと思います。

委員長 はい、続きまして小林委員。

小林委員 今後はこの斑鳩町のなかでもこのような問題が起こる可能性がすごい高いと思いますので、このようなトラブルを未然に防止し、住民さんに安心して生活していただくためにも、やはり今後町の役割、業者の役割、そして、住民さんもちょうと説明会にも積極的に参加していただくような、住民の役割も明記したような条例を検討してもいいのかなというふうに思います。似たような条例で、そういう業者に対しては、町の広報やホームページで業者名を公表するというところもあるみたいですので、そういうのも参考にしながら、検討しながら、ちょっと継続審査ですけれども、早めに、駆け込み建設とかされないために、早く議会として行動すべきなのかなというふうに私は思います。

委員長 継続審査で、ということですか。

小林委員 はい。

委員長 続きましてこちら側、順番ですので。吉野委員。

吉野委員 私も継続審査が妥当だと思います。私どもの自治会には、ご存知のように関電の変電所がございまして。この住民の悩みもひとつと、今、電磁波問題なんですけれども、非常にもう私どもも苦勞してることで、ここ5年以上ずっとこの問題に取り組んでおりまして。昨日ちょっと、こ

の町内、龍田三の一自治会内を歩かせてもらいましたけれども。この自治会内でも自治会の心の問題としても、いろいろ問題が出てくるんじゃないかと思いますので、町議会としても積極的に一生懸命勉強して、対応していきたいと、私個人としてはそう思います。今、電波塔が上にある問題があります。だけでも私どもの自治会では、電波を集積したものが、道路のすぐそばに1 mも離れていない所に、できているんです。関電関係の携帯電話の会社、そこと今いろいろと折衝しておりまして、実際に稼動したときにどんなくらいの電波が出るのかということ、稼動する前の電磁波は計らせていただきましたけれども、稼動した場合の電磁波はどうなるのかということ、今、検討しております。なんか参考になるようなことがあれば、どんどんと提出していきたいと思っております。以上です。

委員長 続きます、西谷委員。

西谷委員 私も内容については、条例化については継続ということなんですが。今、被害を受けておられる人の対策をどうするのかというのは、早急にピッチを上げて検討していかんなあかん課題やろうと。要請やったら、要請するような形で、法を超えた部分では、住民のやっぱり、あるいは議会の意思として、やっぱりメーカー側あるいはマスコミに乗るような形で報道するという、そういうのをやりますよということ言うだけでも、相当相手方の対応も変わるのところがうかなと。そのへんのところは、今後委員会としてやっていきたいと思っておりますけれども。

委員長 ありがとうございます。委員皆さんからご発言を今いただきましたので、方向としましては、やはり上位法に基づいて行われているものについての条例をつくるということについては、非常に難しい面もあり、これについては、全国的にもなかなか例がないということで、まだ研究をするためには時間を要するということもございまして、この陳情書の趣旨に対しましては、継続して当委員会としてはそれぞれ調査していき

い。しかし、今、被害にあわれている方たちのことも心配ですので、やはり事業者に対して、川西市が行ったような、事業者に対して、強くやっぱり要望を上げていく。そして、さらには、上位法のほうで、私たちの知らないところで行われている問題であるということも含めまして、やはり市町村への報告の義務であったり、それとか、また同意書の添付であったりとか、もう少し周辺住民の皆さんにきちっとした対応してから設置を許可をするというような形にならないかということで、私たちもそういうふうに思いますので、できましたら、そういうのを、総務省などに、当議会、委員会として発議をさせていただいて、そういう意見書なども上げていきたいなというふうには思いますが。ただし、何分にも時間のかかることだったり、いろいろあります。文章の整理であったり。事業所に対しての要望につきましては、整理でき次第、当委員会の名前で提出するというのであれば、局長、差し支えはないですね。あの、委員会名として提出するというので、要望書を上げていきたいというふうには思います。あとの手続きについては、やっぱり議会を経なければならぬという状況もあるかとは思いますが、ちょっと意見書については間に合うのか、合わないのか、ちょっとそのへんもございまして。とりあえず、この陳情書につきましては、継続という形にさせていただき、議会として、また当委員会として、できる限りの手立てをその間にしながら、調査研究をしていきたい。併せて、できましたら、川西市などの問題については、私はどうでしょうか、委員皆さん。現地へ赴きまして、いろいろな角度から委員それぞれお尋ねになりたいこともあるのかなと思ったりもしますので、一度調査にお伺いをするというふうな形も考えてはどうかなと思うんですけれども。どうでしょうか。

( 異議なし )

委員長

よろしいですか、そういう方向で。そうしたら、そういうこともしながら十分に我々も調査研究をして、この問題について答えを見つけ出していきたい。そして、それまでの間に、事業者に対しては要望というの

は委員会名で上げていこうということで、委員皆さんにご理解していただけますでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。それでは、本陳情書につきましては、当委員会として、継続審査にしたいと思いますが、それでご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。  
よって、陳情第2号につきましては、継続審査といたします。  
ここで、10時45分まで休憩とさせていただきます。

( 午前10時25分 休憩 )

( 午前10時45分 再開 )

委員長 それでは再開いたします。続きまして、2. 継続審査について、(1) 総合保健福祉会館の運営に関することについてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策 課長 それでは、保健福祉会館の運営に関することにつきまして、ご説明させていただきます。

7月までの利用状況は、前回の委員会で説明をさせていただきましたので、前回の委員会後の8月の利用状況についてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。平成21年度の8月の利用状況をまとめたものがございます。8月の会議室1から4の利用は、311人、大会議室は189人、視聴覚室は16人、子育てルームは701人、足湯は64

9人、歩行浴室は204人、介助浴室は4人、保健センターは1,672人で合計3,746人の来館者がありました。利用率は、会議室1～4は28.8%・大会議室23.1%・視聴覚室11.5%となっております。夏の暑いこの時期は、会議室の利用は例月より少なかったところがございますが、子育てルーム、足湯、歩行浴室、保健センターは例月どおりの利用をいただいたところがございます。

4月から8月までの累計は、会議室1から4の利用は、2,641人、大会議室は1,480人、視聴覚室は347人、子育てルームは3,643人、足湯は3,770人、歩行浴室は972人、介助浴室は16人、保健センターは7,672人で、合計20,541人の来館者がありました。

利用率の平均は、会議室1～4が42.7%、大会議室34.2%、視聴覚室36.3%となっております。

また、8月22日の第4土曜日の催しにつきましては、パパママスクール、子育て支援講座といたしまして、「大和の野菜をおいしくたべるには」と題して料理教室を実施し、足湯やつどいの広場にいられた方を含め、来館者は144人でありました。

また、9月5日土曜日に、生き生きプラザ斑鳩開館1周年記念事業を実施いたしました。赤ちゃんハイハイ・よちよちウォーキング、認知症予防についての講演会、ウォーキング講座、野菜を使ったヘルシー料理試食、点字と手話体験コーナー、生活習慣病予防・特定健診相談コーナー・パネル展示コーナー、おやつづくり体験教室、車椅子体操・高齢者擬似体験、子育て支援講演会、おはなし広場、お昼のコンサート等を実施し、オープニングセレモニーから事業が終了するまで来館者がとぎれることなく、足湯やつどいの広場の利用も含め約400名の来館者がありました。この機会により多くの方に健康や福祉に関する事業にご理解をいただき、健康づくりや福祉へのきっかけづくりの良い機会となったのではないかと考えており、今後も、保健・福祉の拠点といたしまして、より多くの方に生き生きプラザ斑鳩をご利用いただければと思っております。

続きまして、前回の委員会でご質問をいただきました生き生きプラザ

斑鳩の維持管理費でございますが、資料1の裏面をご覧ください。光熱水費をまとめたものでございます。まず、電気料金であります。冬場は早く暗くなることや暖房代がかかることから1月・2月が70万円台と電気の使用料が多くなっております。水道料金につきましては、12月から30万円を超えておりますが、歩行浴室の利用につきまして10月と11月に運動指導士による教室を開催し、12月から一般の利用を開始したことによりまして水道料金が少し上がったのではないかといふふうに考えております。

今後の生き生きプラザ斑鳩をご利用していただく機会が多くなれば、来館者も増えることから、水道料金や電気料金が増えると思われませんが、前年度と同じ程度に推移すれば、21年度は年間で光熱水費は約1,100万円程度の支出となるのではないかと考えておるところでございます。

以上で総合保健福祉会館の運営に関することにつきまして説明を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見などがあればお受けいたします。  
西谷委員。

西谷委員 この利用率なんです。利用率の根拠で、例えば1日に1つ使わはったら1回っていう考え方なのか、例えば1日で午前、午後、夜間と3つに区分して午前だけやったら、要は3分の1っていう形なんか、このへんの数値はどうなんですか。

健康対策 利用率につきましては、1日に例えば第一会議室を使われましたら1課長 回というカウントで出させていただきます。

西谷委員 ということは朝1回使われて、昼、夜間使われても1日に1回は1回という計算ということですね。

健康対策 課長 はい、そうです。

西谷委員 私やっぱり実際に生き生きプラザを見てる中では、素朴にこれぐらい使われてるのかなと思ったもんですから聞かせてもらいました。やっぱり数字をだすんやったら午前、午後、夜間という形でもう少しシビアな数字を私は出すべきなのかな。1日1回、例えば大会議室で午前中だけ使いました。昼と夜間はずっと空いてます。利用率からいったら、普通からいったらそれは3分の1ちゃうんかなと、そんな感覚がしますんで、次回からもう少し細かい利用率を出していただきたいと思います。

委員長 それは可能でしょうか。

健康対策 課長 貸し出しにつきましては、西谷委員さんがおっしゃられたように午前、昼、夜間という形で貸し出しをしておりますので、そういった集計は可能です。

委員長 他になにございますでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 子育てルームにかかわることなんですけども。数値を出していただいているんですけども、多いのか少ないのかっていうのはちょっと分からないんですけども。子育て支援は3歳未満の方がご利用ということでは聞いているんですけども。こないだ保護者の方からですね、夏休み中に子どもさん、3歳以上4歳、5歳の方が遊びにこられましてですね、機能回復コーナーというのがございますね、そこで遊んでおられてちょっと注意されて、いけないということでありましたんですけども、通常はかなりいつも空いてたと思うんですが、あその場所で子どもが遊んだらいかんということはあるんですか。

健康対策 課長 機能回復訓練コーナーにつきましては、介護予防の教室等に利用しておりますが、空いてる時間帯につきましては自由に使っていただいたら

結構でございます。

飯高委員 確かにぼくもそう思うんですけども、指摘がありましてですね、使用できなかったということでございますので、できればですね、そういった周知、そこで子どもが遊んでもいいとかいうような、周知まではどうかなとは思うんですけども、ただそういったことがありましたんで、遊んでも大丈夫なんですよというふうな表示ができればお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

健康対策課長 機能回復訓練コーナーは一般的な予約という形では開放はしておりませんが、空いている間、特に夏休みとか、暑い時期、子どもさんの遊ぶところが、小さいお子さん遊ぶところない場合は来ていただいて、空いている時は自由に使っていただけたらという考え方をしております。ただ、今の現状では指摘していただくように表示等はしておりませんので、そこらへん他の方に注意されたということもお聞きしましたので、なんらかの方法でそこで空いてる時は自由に、予約はできないけれども、遊んでいただく場というような表示の方法を考えさせていただきたいと思います。

委員長 そのね、今委員がおっしゃった、誰に注意されはったんか、私もよくわからないんですけどね。私もしょっちゅう行ってるんですが、このごろ見かけるのが、夏の暑い時になりましたらね、あの機能回復訓練コーナーで机出して椅子出して、1人でなんか一生懸命書類積んでね、なんか勉強してはるみたいなの、なんかやっちはる人とか見かけるんですよ。またそういう勉強とかなんかしてはる方で、来館者同士で何かそういうトラブルみたいなことがあったのか、それともそういう管理を委託しているところであったり、保健センターはもちろんあれですけど、社協であったりがそういう認識をきちっと全員が同じ認識をきちっと持っていなかったのか。そのへんについてはちょっと更にね、管理を委託しているところについても、社協についても、認識を一致させていただくと。

それから、その場所は自由に使っていただいてもいいんやけれども、私はできる前から子どもさん達が、またはその親が自由に出入りして、空いているところはうろうろできるようなね、そんなスペースがあったらいいね、そういうのがあるべきやという話をしてきた経過もありますので、今、ちょっと委員から出てびっくりしたんですけども。そういうところ、その代わり何か行事を行っていただければね、それはそれで守っていただくという、一定のルールに沿って町民さんに利用してもらえようような施設に、さらに心がけていただけたらと思いますのでよろしく願います。

他になにかこの件についてございますでしょうか。

( な し )

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

前回の委員会でもご了解をいただきましたように、総合保健福祉会館の運営に関することについては、今回をもちまして継続審査の取扱いを終わらせていただきたいと思いますと思っています。また今後、生き生きプラザのことに关しましてご意見、また、お尋ねになりたいことがございましたら、その都度、ご発言いただければ結構ですが、報告事項としては当面、また利用者数などについては報告をしていただきたいと思いますというふうには思っております。この総合保健福祉会館の運営に関することについての継続審査っていうのは終わらせていただきまして、また後ほど皆さんにもご相談させていただきますけれども、新たな課題について継続審査案件を設けるというふうにしたいというふうに考えておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。それでまた後刻ご相談をさせていただきます。続きまして、3. 各課報告事項についてを議題とさせていただきます。

初めに、（１）斑鳩町次世代育成支援行動計画について、理事者の報告を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参事

それでは、各課報告事項の（１）斑鳩町次世代育成支援行動計画について、資料２でございます。

まず、この行動計画は、平成１５年の合計特殊出生率、１５才から４９才までの出生率でございますが、１．２９と過去最低を更新する中、少子化が今後一層進行すると予想されたなかで、少子化の進行が、年金問題を始め社会・経済に深刻な影響を与えることから、少子化の流れを変えるために、国、地方公共団体、企業が一体となった取り組みがもとめられました。そして平成１５年７月に次世代育成支援対策推進法が制定され、すべての市町村、都道府県、そして従業員３０１人以上の企業に対して、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るための目標、内容、実施時期を定めた行動計画の策定が義務づけられました。本町でもこの法律の趣旨に基づき、平成１７年３月に「斑鳩町次世代育成支援行動計画」を策定したところでございます。

計画の時期は、１０年間の集中的、計画的な取り組みを推進するために、平成１７年から平成２１年度までの５年間を前期計画とし、平成２１年度、今年度でございますが見直しを行ない、平成２２年度から平成２６年度までの５年間が後期計画としております。

ただし、計画の進捗状況や、社会情勢や、住民のニーズの変化などに的確に対応するため、途中年度においても必要に応じて、見直しを行います。

この計画の内容でございますが、４つの基本方針を掲げております。１つめには身近に支えがあり仲間があるまちと、２つ目に安心して元気に子育てできるまち、３つ目に心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち、４つ目に、一人からみんなへ広げる子育て応援のまち、の４つの基本方針のもとに、９９事業を掲載し、その中の４９事業に目標値を設定し、計画の進捗管理を行ってまいりました。

さきに、述べましたが、今年度は後期計画作成の年となっております。そのために、昨年度にアンケート調査をいたしまして、その集計結果のもとに、前期計画の事業の見直しや、特に子どもを取り巻く社会状況の変化等に注意を払い、斑鳩町の実情応じた施策を、この計画に盛り込み、後期次世代育成支援計画を策定してまいります。

そこで、今回、前期行動計画の進捗状況とアンケート結果報告をさせていただきます。資料をご覧ください。まず、1ページから3ページまでが進捗状況表でございます。これは、前期計画のなかでの、49事業の数値目標を掲げております。平成15年度から平成20年度の実績と平成21年度の最終目標値を表にしたものでございます。1ページ目は身近に支えがあり、仲間がいるまちで、20事業の進捗表でございます。少し説明をさせていただきます。

まず子育て支援支援コーナーの設置では、目標値、平成21年度1ヶ所という中で、本年度生き生きプラザ斑鳩において、子育て支援ということで達成をいたしましたというふうな内容でございます。そして2段目は、家庭支援講座、これは目標値は21年度2回という中で昨年度と平成19年度では3回の開催を行っておりますと。そして次の家庭教育推進事業は、人数で150人を目標にしておりました。その中で目標値には至っておりませんが、130人とい数値でございます。このように表をまとめております。

そして、2ページでは安心して元気に子育てできるまちで、17事業をお示ししております。そして、3ページでは心豊かで元気いっぱいの子どもが育つ町で9事業と、一人からみんなへ広がる子育て応援のまちで3事業でございます。以上、49事業中10事業で前年より参加者数・交付率・件数・回数等が増加しており、7事業で前年より減少し、2事業が廃止・移行となっております。

全体といたしましては、20年度現在で49事業中36事業、割合で73%が21年度の目標値を達成いたしました。今後も、21年度の目標値の達成に向け、関係部署と連携を取りながら継続して努力してまいります。

次の4ページからは昨年度実施したアンケートの結果報告書でございます。これが結果報告書でございますが、200ページに及んでおりますので、今回概要版での報告で説明させていただきます。4ページでは、調査目的・調査対象・調査方法・調査期間・そして回収率を記載しております。2000人に発送をいたしまして、全体の回収率は43.7%となっております。2番目の調査対象でございますが、それぞれ無作為抽出で保護者に送付いたしました。そして就学前児童と小学生は保護者の方に記入していただいて、中学生、高校生は本人が回答する箇所と保護者が回答する箇所がございます。5ページから7ページには、就学前児童用調査でございます。中身でございますが、現在利用している子育て支援サービスはどんなところを利用しておられますかとか、今後利用したい保育サービスはどうか、子育てを楽しんでいると感じていますか、斑鳩町で子育てをしたいと思うかというふうな問いをしております。そして6ページでございますが、子育て支援サービスの認知度、利用状況でございます。そして7ページは子育て支援サービスの満足度というふうで、就学前の調査の内容でございます。

そして8から10ページでは、小学生児童用調査でございます。放課後児童プランの利用の有無とか、今後それも利用したいとか、そういった先ほどの事業に子育て支援サービスの認知度利用状況、そして10ページでは子育て支援サービスの満足度でございます。そして、11ページから13ページでは中学生用調査でございます。まずお父さんやお母さんは好きですかとか、悩みごとで相談相手は誰にしていますかとか、将来の夢はありますかとか、斑鳩町が好きですかとか。そして12ページでは、また同じく子育て支援サービス認知度、子育て支援サービスの利用の意向でございます。そして、14ページから16ページでは、高校生・その他用調査でございます。これも同じくお父さんやお母さんは好きですかとか、悩みごとで相談相手はと、そして同じく子育て支援サービス認知度、そして子育て利用の意向等でアンケートの結果がでております。

まずこのアンケート調査の結果から見ますと、子育て支援サービスに

おける認知度が低いことから、わかりやすい広報や見やすい・見て楽しいパンフレット、チラシ等、子育て支援サービスを一冊にまとめた子育て情報ハンドブックの作成など、リーフレットでございますが、そういうのをまた検討していきたいと考えております。そして、子育て支援サービスにおいても、さらに利用しやすい工夫として、申込の簡素化とか、受付窓口の充実、受け入れ体制の強化も必要と考えております。また、相談相手として、近所同士の結びつきを重視したグループ作りや、身近におられる民生児童委員や子育てサポートによる子育て相談体制の充実、町内にあるボランティアの活用など行政と住民が一体となった協力体制の構築が必要であると考えております。

今後は、今回のアンケート調査より導き出されましたニーズや問題に検討を加えながら、次世代育成支援行動計画の見直し作業を進めてまいります。

具体的な、今後のスケジュールでございますが、今年度は3回の予定をしております。この8月26日に第1回の次世代育成協議会を開催いたしましたして、本委員会に今報告した内容を説明させていただきました。

そして、2回目の協議会を12月中に開催をいたしまして、その時に、行動計画の案をお示しして、最終の協議会を3月中に開いて、後期次世代育成支援行動計画を完成してまいりたいと考えております。

以上で斑鳩町次世代育成計画の説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

なにかございますでしょうか。

私のほうから1つ、ちょっとお願いしたいことがあるんですけども。アンケートをとっていただいて、これをやっていただくっていうことはもちろん進めていっていただくというのはありがたいんですけども。ただ、アンケートの回答率も低いということもあるんですけどね。やはりこのアンケートの回答に出てこないもの、今回回答を見てニーズに答えていくっておっしゃいましたけども、アンケートの回答に返ってこないもの、アンケートに表われない深刻な問題、子どもを取巻く、前に一般質

問でありました子どもの貧困という問題など、こういう視点はね、こういう経済情勢の中で、そしてまた政権交代もあったという中で、いろいろな制度も変わっていくこともあるとは思いますがね、ここらへんの制度が変わるだろうとか、それから社会情勢の中での子ども達の状況。健康保険なんかは子どものおる家は取り上げたらあかんよと、取り上げることをやってた、うちはまあやってませんけどね。やってたところでも取り上げたらあかんよとか、だんだんそういうようなことでできてますものの、やはり経済状況によって子ども達がどういう状況になっているのか、というのをひとまとめにして、子どもの貧困という言い方をしたりしますけれどもね。斑鳩町でもそういう状況があるのではないかな。そしてまた貸付金制度ですね、件数もなかなか少ないと思っていたところが、20年度は0件とかなってましたからね。やっぱり、そういうものについて実際高校今行ってはって、今困ってるっていつてはる家も私、障害者のご家庭でも見てますのでね。十分に育成していく、そして、小さい子だけではなくここでは高校生も入れてやっていただきましたけども、そしてやっぱり次世代を担っていく若者達という目線も離さずにこの行動計画については策定をしていっていただきたいということ。特に意見として申し上げておきたいなというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

他に委員さんの方でこれについてはよろしいでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは続きまして、(2) 新型インフルエンザについて、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策 新型インフルエンザにつきまして、8月24日から、県の対応が変わっていることから、新型インフルエンザについてご説明させていただきます。

県は8月24日から発熱外来を休止し、新型インフルエンザの症状がある人は、一般医療機関で受診することとなり、さらに、「発熱相談センター」を廃止し、「新型インフルエンザ相談センター」を新設したところであります。新型インフルエンザ相談センターと奈良県各保健所は、平日の8時30分から5時30分まで相談を受けております。

町の体制といたしましては、平日の相談は8時30分から5時30分までは保健センターで受け、土・日曜日及び夜間の問合せは役場とし、町内の医療機関の紹介や夜間の対応についての体制を整えており、緊急を要する場合等は、保健センターの保健師等に連絡できる体制をとっております。8月26日には、県は、インフルエンザ対策本部会議を開催いたしまして、新学期が始まる前に、学校で新型インフルエンザの感染者が出た場合に備え、学級閉鎖、学年閉鎖、休校の基準を決め、県内の小・中学校、高校に通知をしたところであります。

その内容につきましては、まず1点目として感染予防対策の1つとして、学校(園)は、児童生徒、保護者に対して、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、インフルエンザ様症状がある場合の医療機関の受診、休業中の外出の自粛、咳エチケットの徹底、朝夕の検温等の徹底を指導すると、学校に対して手洗い消毒薬の配備を要請、インフルエンザ様症状の欠席者から学校への報告の徹底、2つ目といたしまして、学級・学年閉鎖及び休校の基準といたしまして、学級閉鎖は、設置者は、7日以内に同一学級において、インフルエンザの診断が報告された児童生徒が、3人以上の場合は、その学級を閉鎖する。閉鎖の期間は、3人目の患者の診断が報告された翌日から5日間、土・日曜日を含むとする。

学年閉鎖につきましては、設置者は、同一学年で複数の学級が閉鎖した場合には、その学年を5日間、土・日曜日を含むの学年閉鎖とする。

休校につきましては、設置者は、学校において、複数の学年が閉鎖した場合には、その学校を5日間、土・日曜日を含むの休校とする。

3つ目といたしまして、保育所、学童保育においても同様の扱いとする。という基準を決めたことから、8月28日に斑鳩町新型インフルエンザ対策本部会議を開催いたしまして、斑鳩町もこれに沿って対応すること

と決定したところであります。

教育委員会は、この決定を受けまして、各校園長に対し新型インフルエンザ対策の対応について指導徹底を図り、幼稚園、小学校、中学校の保護者に対しまして、斑鳩町新型インフルエンザ対策本部と、斑鳩町教育委員会連名で新型インフルエンザ感染防止についてのお願い文章を配布いたしました。

保育園、学童保育室につきましても、斑鳩町新型インフルエンザ対策本部と、斑鳩町長の連名で新型インフルエンザ感染防止についてのお願い文章を配布したところであります。

また、基礎疾患のある人は、感染すれば重症化しやすいということから、日ごろから感染予防に努めていただくようにチラシ等で周知をしたところでありますが、学校でもそういう児童や生徒については特に注意を払い、本人や保護者からの相談等があれば、先生や学校医または保健センターが連携をとり、対応してまいりたいと考えております。

9月2日に斑鳩南中学校2年3組で、3人の新型インフルエンザの感染者がでたため、9月3日から7日までの5日間学級閉鎖をしたところであります。感染した生徒はいずれも自宅療養となりましたが、現在は回復し、元気に登校しているということでもあります。

新型インフルエンザは9月下旬から10月上旬にピークを迎える恐れがあるといわれていますが、町といたしましても、手洗い・うがい・人ごみを避ける等、個人個人でできる予防対策やインフルエンザ症状が出た際に、受診できる斑鳩町内の医療機関等を掲載したチラシを、9月15日から各戸配布する予定をしております。これはお手元に水色のチラシとしてお配りさせていただいております、このチラシを配布する予定をいたしております。この中で、町医師会の先生に了解を得まして、斑鳩町インフルエンザ対応の医療機関としてチラシに掲載させていただきました。なお眼科等、3医療機関につきましても、対応ができないということで、掲載しないということもそれぞれの医療機関に了解を得て、この3医療機関を抜いた形で掲載をさせていただいております。

その他、町のホームページやポスターなどでも、啓発を引き続き行っ

てまいりたいと考えております。

また、9月17日に斑鳩町新型インフルエンザ対策連絡会議の開催を予定しており、各種団体のご意見を賜り、今後も引き続き、各種関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

また、厚生労働省は、新型インフルエンザ用ワクチンの接種についての最終方針案を公表したところであり、必要とするワクチンは5,400万人分とし、優先順位は医療従事者、持病がある人、妊婦、1歳から就学前の小児、1歳未満の乳児の両親を最優先接種者とし、その他、小中高生、65歳以上の高齢者としており、また、10月下旬から始まる接種の具体的な方法については1人が2回、医療機関に予約して接種することを原則として、必要な自己負担は計6,000円から8,000円程度とみられるというような内容が新聞で報じられたところであります。

また、県は今後、新型インフルエンザ蔓延期の行動計画を策定することとしていることから、町といたしましても県のこの行動計画が策定されましたら、有事の際には、迅速、的確な対応ができるよう、早急にこの計画に沿って行動計画を策定してまいりたいと考えており、今後も県と連携を密にし、新型インフルエンザ対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、現在、備蓄品といたしまして、マスク、手袋、ゴーグル、防護服等を確保しておりますが、今後の新型インフルエンザの流行に備えまして、消毒液、マスクの備蓄の他、チラシの各戸配布等に要する経費として増額補正をお願いしておりますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員

ここで、私らでできる感染予防対策の中で、問い合わせ先が、平日の8時30分から午後5時30分になってますけども、土日の対応はどう

なってますか。

健康対策  
課長 県の相談センターにおきましては、平日の8時半から5時半というこ  
とで、土日や5時半以降につきましては、テープでの対応というふうに  
聞いております。ただ、斑鳩町の場合につきましては、土・日・祝日・  
夜間等につきましては、役場で宿直がおりますので、そこへ電話いた  
だきましたら、各斑鳩町内の医療機関の診療時間と、そして夜間につ  
きましては輪番制でなっておりますことから、消防署へ確認をしてい  
ただいて、その時にその日の輪番の病院を確認していただくというよ  
うな、そういった連絡体制をとっております。そして、どうしても保健  
師等の相談が必要な場合につきましては連絡をいただきましたら連絡  
をとれるような形をとっております。

辻委員 掛けるのか、掛けへんのかわかれへんけども、一応住民に  
安心してしていただくためにも、そのへんの、こんだけ対応して  
まっせというところを周知する必要あるの違うかなと感じますね  
んけども、そのへんは今後どういうふうにされますか。

健康対策  
課長 住民の周知につきましては、やはり新型インフルエンザの  
対応につきましては、刻々と対応が変わってきております。そう  
いった内容をやはり迅速に住民の方にお知らせするというのが一  
番ではないかと考えております。

その中で、こういったチラシを各戸配布させていただく中で、  
やはり町内の医療機関につきまして載せさせていただくことによ  
って、いち早く連絡を病院にとっていただいて、早期に受診して、  
早期に治療していただくという目的も考えておりますので、今  
後もこういった形で、対応は変わってまいりましたら、チラシで  
住民の方に周知をしてまいりたいというふうに考えております。

委員長 今、辻委員もおっしゃってました、前回のチラシはね、  
夜間は役場の

電話番号載せてあったんですよね。今回はそれが載っていないということ。お医者さん載せてくれはりましたんですが、お医者さんは木曜日は平日ですので、まだいいんですけど、土曜日やったら午後診っていうのはほとんどの医療機関でなかったりする場合がありますし。かと言って、休日診療所もやっていないと。あと日曜日や祝日の時に、休日診療所がどんな役割を果たしてくれはんのか、それは全く休日診療所のことは触れてないということもありますのでね。そのへんもうちょっと今後も整理しながら24時間体制って言えるようなね、形の考え方でいうと、輪番制の病院ってんいうのもあるんですけど。ただ、輪番の病院っていうのはあれですわ、救急へ、119へ電話せんとわからへんかったりということが多いんですかね。そういうことではより分かりやすく、より早く、住民が安心して、どこに相談できるのかっていうことの分かりやすいものをね、更に今後やっぱり作って、これできてしもてますから、しゃあないですけども、今後はそういうものをまたやってほしいなど。特にお知らせ版なんかも、月の途中で入れたりしてくれはったりね、してもおてますのでね。できたら休日診療所がどうなんか、どういうふうな対応ができるのかとか、そんなんも十分ちょっと7町の方でも検討していただいてね。相談受ける窓口、日曜・祝日やったらどうなんかというようなことなんかも含めてね、もうちょっと検討する余地あんのかなと思いますので、また改善できるところは改善していただきたいと思います。

辻委員そんなところでよろしいでしょうか。あと何かございますか。

吉野委員。

吉野委員

マスクの備蓄のほうでは十分なものが揃ってますでしょうか。といいますのは、私どもの自治会から注文しまして、各家庭にたくさん配布してもらったんですけども。次に追加ってなったらちょっとしんどい、なかなか入ってこないような状況のような問屋さんの話でしたんで。その後またインフルエンザ流行りそうな状況にもなってますので、斑鳩町のほうの備蓄は十分な量がありますでしょうか。

健康対策 課長 サージカルマスクにつきましては現在6,100枚備蓄しております。  
今回の補正をお願いしておりますのは、15,000枚を購入予定しておりますので、ご承認いただければできるだけ早い時期に購入できるよう努力してまいりたいと考えております。

委員長 他に委員さんのほうではございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
続きまして、(3)民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業の募集について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策 課長 それでは10月号広報紙におきまして、民間吹付けアスベスト等分析調査に対します補助事業につきまして、募集を行いますので、当委員会にご報告を申し上げます。

まず、本事業を実施するにあたりまして、新たに補助要綱を創設しておりますので、その概要から簡単にご説明申し上げます。まず、補助要綱創設の背景でございますが、当該補助事業につきましては、すでに平成18年度より優良建築物整備事業という名称で国の補助事業として実施されていたものであります。

その制度につきましては、民間建築物アスベスト等分析調査に対しまして、補助限度額が1軒9万円で、国が3分の1、県6分の1、市町村6分の1、事業実施者が3分の1を負担するという補助内容でございました。また、補助対象建築物は、不特定の人が利用する建築物であること。あるいは吹付けアスベスト含有の可能性のある使用材料が露出していること。などの条件があり、当町では、町内にそういった条件の施設は存在しないのではないかという判断から、当時補助要綱の創設は見送ったところであります。

しかしながら、平成20年度の国の制度改正によりまして、戸建て住宅を含むすべての建築物が対象になったこと。また、あるいは吹付けアスベスト等が露出していることといった条件が削除されたこと。さらに100%国の補助事業となりましたことで、市町村あるいは事業実施者の財政負担がなくなり、調査希望者が現れた場合に対応するため、今回、新たに補助要綱を創設し、事業を実施するものであります。

次に、資料3の斑鳩町民間建築物アスベスト等分析調査事業補助金交付要綱の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。本要綱は、民間建築物のアスベスト等の使用実態を把握し、アスベスト等による被害の未然防止及びその早急な除去等の推進を図るため、民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査にかかる費用について、予算の範囲内で民間建築物吹付けアスベスト等の分析調査事業補助金を交付し、それにあたり、交付対象者や補助金の額その他、交付申請等に必要な事項を定めたものでございます。補助限度額につきましては、国の限度額に準じまして、1棟あたり25万円を限度としたところでございます。また、吹付けアスベスト等の分析調査につきましても、原則、JIS A 1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法によるものと規定しているところでございます。

また、交付対象者につきましては、補助対象建築物の所有者で、吹付けアスベスト等の分析調査を行う者としていただいております。

その他、交付申請など補助要綱の詳細につきましては、資料3でご確認いただければ幸いですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、募集の概要でございます。10月号町広報紙で募集をいたしまして、10月5日から23日までを募集の期間としております。募集対象数は1棟で、応募多数の場合は公開抽選を行うこととしております。

なお、この時期の事業実施となりましたことにつきましては、国の補助要綱改正の提示が本年6月になったことによりまして、この時期の募集となったものでございます。

以上簡単ではございますけれども、民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業の募集及び町の補助要綱の概要の説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
他にこのレジメに記載されている以外に、理事者のほうから報告して  
おく事項はございますか。 清水福祉課参事。

福祉課参事 1点報告がございます。幼児2人同乗用自転車購入費助成制度について  
の報告でございます。いわゆる3人乗り自転車です。自転車の前後の  
幼児用座席に幼児2人を同乗させる3人乗りは、これまで奈良県公安委  
員会規則で禁止されておりましたが、本年春、警察庁から、十分な強度  
やブレーキ性能、安定性を有するなど、一定の要件を満たした自転車に  
限り、同規則が改正され、7月1日に施行されたところであります。

このことにより、子育ての中の若い世代を中心とした方の切実なニー  
ズに込えられることとなりましたが、新たに開発された自転車は、現在  
流通しているものより高価にならざるを得ません。

また、本年3月に告示されました次世代育成支援対策推進法に基づく  
子育て支援に関する行動計画策定指針に、「現在、幼児2人同乗用自転  
車の開発に向けた取り組みが行われていることを踏まえ、少子化対策や  
子育て支援の観点から同自転車の普及が促進されるよう、助成制度等の  
導入や安全利用に係る情報提供等について検討することが必要である」  
との記述が盛り込まれております。このようなことから、子どもや親の  
安全な移動を促進する施策は、少子化対策の重要な課題であると考えら  
れます。

そこで、町としても購入費助成制度を導入して、11月の当委員会に  
交付要綱案をお示しいたしまして、22年の1月1日から施行いたした  
く作業を進めていることを報告させていただきます。

委員長 　ただ今の報告につきまして、何か質疑、意見などがございますでしょうか。　小林委員。

小林委員 　最近、新聞で広陵町の方が実施すると新聞に載っていましたが、斑鳩町でそれに該当する件数はどれぐらいになるのか、今の段階ではどうなんでしょうか。把握されてますか。

福祉課参事 　広陵町が10月1日から施行するというので新聞にも載っております。その中で対象としては、広陵町は6歳未満の幼児を2人持つ町内の家庭というなかで対象にしております。

　それで、斑鳩町でそれに置き換えさせていただきましたら、今の6歳未満2人以上の子どもを持っている世帯は60世帯でございます。

委員長 　他にございませんか。特によろしいですか。

（　　な　　し　　）

委員長 　ないようですので、以上で各課報告事項については終わらせていただきます。

　続きまして、4. その他について、各委員皆さんの方から何かご質疑等がございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

　吉野委員。

吉野委員 　1点だけ。要望になるかなと思いますけれど。各課報告事項のなかで、(3) アスベストの件なんですけど、アスベストの除去に関して、私どもの自治会内のアトレ王寺というマンションが建っていますけれども、前の建物は皆食堂屋さんでございまして、長年食堂やってましたんで、水周り、火周りかなりアスベスト使っておったと。それで、自治会とその取り壊し業者と三交不動産が主なんですけれども、取り壊しについての

覚書を交わしまして、アスベストの飛散には十分に注意するようにと、そういう取り交わしをいたして、そのとおりにやっておりました。

実は、ジャスコが大変古い建物ですので、もしかしてあれが取り壊しとかなりますとかなり、竜田工業の例もありますので、町としてもかなり業者の指導とかそういうことに気を遣われるだろうと思えますけれども、そのへんもひとつよろしく、もしかして取り壊しということになればですよ。お願いしたいなと思います。西風が強いものですから、あのへんは。全部下のほうへ降りてきますので。また一つの竜田工業の二の舞のようにならないようによろしくお願いしときます。以上です。

環境対策  
課長

ジャスコの解体がされる場合のことですけれども、若干、法的な手続きについてご説明をさせていただきます。

まず、解体がされることが決定された場合、まず、石綿障害予防規則、あるいは建設リサイクル法に基づきまして、建物内のアスベスト使用状況を設計図書、あるいは目視で確認され、使用されていた場合は、大気汚染防止法に基づきまして、県に届出がされまして、大気汚染防止法や石綿障害予防規則、あるいは建設リサイクル法に定められた除去の方法により解体されることとなります。

また、吹付けられておりますけれども、成分が何なのかわからない場合は、先ほど説明させていただきました民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業の補助金を利用していただくことも可能であります。

使用していないと判断された場合でも、建設リサイクル法に基づく解体の届出は必ず必要となります。届出先である県でも大規模な解体となる場合は、実際にアスベストが使用されていないのかを確認するため、現地調査をされております。ジャスコの場合も相当大規模な解体になりますので、現地調査をされる確率は高いのではないかと考えておりますけれども、町といたしましても、付近住民の皆様の不安を払拭するためにも、解体されることが決まった場合には、県にも呼びかけ、県とともに現地確認をしたいと考えているところであります。

吉野委員 よろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんでしょうか、その他について。 辻委員。

辻委員 前の8月27日に、ふれあい旅行、心身で長島温泉、これ障害をお持ちの方、大変好評であった。まあ160人ぐらい参加され、前年より多く参加されてました。そのなかでちょっと利用者から意見として言われてましてんけども。集合場所に車でしか行けないという方もおられるということで、できたら、これ来年までの検討で結構ですけれども、まあただにはして欲しいというのはおっしゃられてませんでしたけれども。できたら半額ぐらいでもなんとか町営駐車場の、このときにしてもらえないかという、意見があったということで、ちょっとこうできたら来年までも検討していただくか、そのへん要望だけさしていただいております。よろしくお願いたします。

委員長 そうしたら要望でよろしいですか、はい。他に委員皆さんの方で何かございますか。よろしいですか。

( な し )

委員長 ないようですので、それでは先ほど申し上げておりました継続審査案件につきましてですね、皆さん方のご意見をお尋ねをしておきたいと思っております。

前もって継続審査案件のテーマ、5つほど挙げさせていただきまして、委員皆さんの方にお配りをさせていただいておりますが、この今後のテーマの付け方ですが、これについてご意見をお伺いさせていただかないと、継続審査申出書を作成しなければなりませんので、ご意見をお聞きしたいと思うんですが。いかがでしょうか。5つほど挙げさせていただいてました、その中のどれが良いとか、また新たに自分なりにこれが良いとかいうことであれば、そのへん、本日決定させていただきたいと思

っておりますけれども。

どうでしょうか。 辻委員。

辻委員 私、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてということで、表題をひとつ設けていただきまして、今後、それにおきる事案ごとに下で分けていくということで、ひとつおきな課題として、今後継続するほうについては、建設水道委員会でいろいろと書かれてますが、ああいう感じてええのではないかとということで。3番目ということで考えてますけれども。

委員長 今、辻委員の方からそういうふうにご提案いただきましたが、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、という表題を採用してはどうか、そういうことですが。これについて他のご意見ございますか。

よろしいですか。

( 「結構です。」との声あり )

委員長 そういたしましたら、新たな案件名といたしまして、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、というふうにさせていただきます、また、委員会での報告については、その都度、特に報告の必要なものを報告をしていただいて審査をさせていただくと、いうふうな形をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 「はい。」との声あり )

委員長 よろしいですか。

そうしましたら、もうお昼まで時間もあれですので、申出書のほうは後刻作らせていただくようにいたしますけれども。先ほど皆さんと、付託になっておりまして議論していただきました陳情第2号についてとい

うことと、今申し上げました件につきまして、引き続き調査を必要とするということで、申出書を作成するというご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。それでは、異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

続きましてですね、お手元の先進地視察についてですが、先の委員会終了後にも相談をさせていただきまして、ごみのポイ捨て条例を施行されているところであるとか、生ごみの堆肥化をしている、また自らその施設を持っているとか、色々な観点で皆様方からご要望いただきましたので、ちょっとこういうところはどうかということで、候補を挙げさせていただき、その候補についても各委員さんに事前にお配りもさせていただいておりました。こちらのほうで大体、出かけてこういうふうになれば行きやすいんじゃないかというような、そういう交通の便であるとか、立地条件ですね。そういったものも勘案させていただき、また、委員皆様のご希望に添うだろうということも勘案させていただき、お配りしてあった資料に基づいて皆さんにも一応ご了解をとらせていただいておりますので、計画書のほうを本日提出させていただきますので、是非ご覧いただきたいと思っております。

長浜市につきましては、さわやかで清潔なまちづくり条例、ポイ捨て禁止条例の関係でされている所で、具体的な規制も多く、罰則規定のあるポイ捨て禁止等の条例であることから、参考になるのではないかとということで選ばせていただいております。

愛知県豊明市におきましては、有機循環推進事業、生ごみ堆肥化事業ですね。これに取り組みまして、対象地区において生ごみ分別収集及び市内の堆肥化センター「エコポとよあけ」において堆肥化処理を行って、そのできた堆肥については、市内の農園や畑で使用して、

有機循環させているということです。

また、岐阜県の輪之内町においても、生ごみ堆肥化事業に取り組まれておりました、ここは婦人会を母体としましたNPO法人によってやっておられまして、参加世帯は全世帯の約50%を対象とされ、生ごみの分別収集や堆肥化事業、町内の施設で「エコドーム」というのもって堆肥化し、循環されていると。こういうことから、町内でそういうことをできるのかどうかということなんかも、この委員会で委員さんからいろいろ出てた懸案事項でもあることから、是非ともやっぱり視察をさせていただけたらというふうに思いまして。一定、相手さんとの交渉もさせていただき、視察日につきましては、10月21日（水）、10月22日（木）という2日間で行いたいというふうに考えております。まず最初に長浜市へ行き、そして視察後、翌朝のことも考えまして、できるだけ翌朝の輪之内に近い所へ移動して宿泊をさせていただき、そして2日目には2箇所、ちょっと忙しくなりますが、輪之内町を見て、そして午後から豊明を視察させていただくと、というような形で計画をたてさせていただいております。

ですから、閉会中における当委員会の所管事務調査として、本日、お手元にお配りしておりますけれども、この先進地視察計画書のとおり実施するというので、これは議会の議決を必要としますので、提出をしていきたいと思いますが、これにつきましてはご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、異議なしと認めます。議長におかれましては、先進地視察計画書のとおり、手続きをとっていただけますよう、お取り計らいをお願いいたします。

それでは、その他についても、これをもって終わらせていただきます。

本日の案件につきましては、すべて終了いたしました。

なお、本日の委員会の報告のまとめにつきましては、正副委員長にご

一任いただきたいと思いますがお異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

それでは、これをもちまして厚生常任委員会を閉会させていただきます。皆さん、どうもご苦労さまでございました。

( 午前11時54分 閉会 )